

## 決算審査特別委員会（総括）会議録

招 集 年 月 日	令和3年9月29日（水）			
招 集 場 所	八街市役所 本会議場			
開 閉 会 時 刻 及 び 宣 告	開 会	午後 1時30分	委 員 長	石 井 孝 昭
	閉 会	午後 3時17分	副委員長	丸 山 わき子
委員の氏名 及 び 出欠の有無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	石 井 孝 昭	出	小 菅 耕 二	出
	丸 山 わき子	出	角 麻 子	出
	林 政 男	出	小 澤 孝 延	出
	京 増 藤 江	出	山 田 雅 士	出
	加 藤 弘	出	小 川 喜 敬	出
	小 高 良 則	出	新 見 準	出
	山 口 孝 弘	出	木 内 文 雄	出
	桜 田 秀 雄	出	栗 林 澄 恵	出
	木 村 利 晴	出	小 向 繁 展	欠
委員外議員	議長 鈴木 広 美	出	監査に関わった議員 林 修三	出
委員会に出席した	事務局長 日野原 広志	副 主 幹 須賀澤 勲		
事務局職員職氏名	主 査 渋谷 桂子	主 査 嘉瀬 順子		
八街市議会委員会条例	別紙のとおり			
第18条の規定により				
説明のため出席した者				
議 題	別紙日程表のとおり			

(開会午後1時30分)

○石井委員長

これより午前中に引き続き、決算審査特別委員会を再開いたします。

議案第8号から議案第13号を一括議題とし、総括質疑を行い、討論、採決を分割したいと思いを。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

まず初めに、総括質疑を行います。質疑時間の会派持ち時間は30分です。

通告に従い、まず初めに、京増藤江委員の質疑を許します。

○京増委員

それでは、通告に従いまして、総括質疑に入ります。

地域経済の活性化を目指してということで質疑をいたします。

食料の自給率向上や地球温暖化防止が世界的な課題となる中、農業が果たす役割は重要性を増しています。そこで地域経済の活性化を目指し、何点かにわたって質問いたします。

まず初めに、基幹産業としての農業の活性化を、①後継者の確保をどう進めるのかでござい

ます。  
持続的に農業の活性化を図るためには、後継者対策が欠かせません。令和2年度も後継者対策として事業費が計上されましたが、前年度と比較すると634万8千円の減額です。対象者は37人で、前年度より6人少なくなっています。継続して、安定的に後継者を確保するための予算を伴う長期的な計画について伺います。

○黒崎経済環境部長

お答えいたします。市では、新規就農者に対しまして、青年就農給付金や農業次世代人材投資事業補助金、また、市の独自施策の農業後継者育成支援給付金により、就農間もない不安定な時期を支援し、後継者の確保・育成に努めてまいりました。

今後におきましては、現在、5年後、10年後の後継者や農地問題を解決するため、農地の所有者に対する意向調査を現在実施しております。この調査に基づき、各地域における中心的な担い手や農地の出し手を明確にして、農地の集積、集約化を進め、農業後継者の確保・育成に努めてまいります。

○京増委員

皆さんの意向を聞いていくと、やはりどういうふうにしたいのかとか、将来的なことなど、きちんと意向を確認していくということはとても大事だと思います。

ただ、先ほども申し上げましたけれど、せっかく継続している事業、令和2年度は、大幅な事業費が削減となりました。やはりこの農業を本当の地域の基幹産業として、しっかりと育てていくという点では、予算を減らさずに計上していただきたいと思いを。

そして、農業従事者を増やす施策としてですけれども、専業農家だけではなく、兼業農家、また様々な形で農業に取り組む方々に対する支援も必要ではないかと思うんですけれども、どのようにお考えか伺います。

#### ○黒崎経済環境部長

お答えいたします。現在行っております農業次世代人材投資事業の給付金及び農業後継者育成支援給付金につきましては、兼業農家では給付対象とはなりません、他の補助金等の制度には該当するものもございますので、制度の周知に努め、相談には丁寧な対応を取ってまいります。

また、農業所得の向上へ向けた施策といたしまして、「輝け！千葉の園芸」次世代産地整備支援事業や経営体育成支援事業などを推進するとともに、八街産野菜のブランド化につきましても、JA千葉みらいと取組を進めてまいります。

#### ○京増委員

取組をしていくということなんですけれど、今の八街の農業を支えておられる方は、本当に高齢化となっているということを考えますと、今の施策の中で、毎年予算を付けて、八街市としても本当に頑張っているとは思いますが、それではもう間に合わないのではないかと思うわけですね。それでさらに様々な従事者を増やしていくという点では、今の制度ではなかなか対応はできないけれど、これから考えていくということですので、ぜひその点をしっかりと従事者を増やすようにということをお願いいたします。

2点目、農地の確保についてです。本市における農地面積は、農地利用状況調査結果によりますと令和2年度は約3.30ヘクタール、平成26年度と比較すると、7年間で約117ヘクタール減少しました。基幹産業として成り立つ面積の確保はどうしても必要です。基幹産業としての農業を維持発展させるための農地の確保計画について伺います。

#### ○梅澤農業委員会事務局長

お答えいたします。遊休農地を減らすとの努力目標は定めておりますが、農地の確保計画については定めておりません。農業の持続的な発展を通じて、食料・農業・農村基本法の基本理念であります、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮を図っていくためには、その前提となる農業の基盤として、農業生産に必要な農地を確保していく必要があります。農業委員農地利用最適化推進委員には、農地の利用状況を日常的に把握してもらうとともに、担当地区の農地パトロールの実施を月1回以上行うようお願いしております。今、耕されている農地を耕せるうちに耕せる人につないでいくために、農政課農地中間管理機構とも連携を図りながら、農地の確保に努めてまいります。

#### ○京増委員

農地を荒らさないようにということが、まずは大事だと思います。再生可能遊休農地についても、平成26年から約173ヘクタールに減少しました。計画がなければ、農地を守れないのは明らかです。ぜひ取組を強めていただきたいと思います。

(2) 番目にSDGsの取組についてです。①食料の自給率向上についてです。2020年度の日本の食料自給率は37.17パーセントです。先進国で食料自給率100パーセント

は当たり前であり、日本のように低い国はありません。SDGsには17分野の目標がありますが、その中で、八街市が必要とする農業に関わる分野での取組を自給率向上に向けてSDGsの目標に沿った取組、このことについて伺います。

#### ○黒崎経済環境部長

お答えいたします。農業施策におきましてのSDGsの1つといたしまして、地産地消によります輸送の削減による効果や、有機農業の取組によりますCO<sub>2</sub>の削減効果などを考えておりますので、引き続き、それらの事業につきまして推進してまいります。

#### ○京増委員

この農業と関係をするSDGsの目標について、私、結構豊かなものになるんだなというふうに感じております。例えば貧困をなくそう、飢餓をなくそうという、この2つの分野がありますが、八街市で農業を本当に発展させていく、そしてちゃんと収入が得られる、そういう産業にしていけば、働く人もそこでたくさん必要になりますから、例えば国保税を払えなとか、税金を払えなとか、そういうことも少なくなるのではないかと。貧困をなくす、そういうことにつながるのではないかと。

また、もちろん食料を作るわけですから、飢餓をなくしていく、この目標にも沿う。そういうふうに思います。また、今農業を営んでおられる方ももう自分の代で終わりだと。本当は畑が大事なんだけど、子どもに継いでほしい、こういうことは言えない。こういう方がたくさんいらっしゃると思います。こういう中で働きがいも、経済成長も、こういう目標も達することができる、そういう農業をつくっていくということになれば、これもSDGsの目標に沿っていきます。そして、先ほども有機栽培とか、地産地消でCO<sub>2</sub>を減らしていく、そういうことができるというような答弁がありました。本当にそのとおりだと思います。そうやって二酸化炭素排出を減らしていけば、やはり地球を存続できて、また八街市でも住み続けられる街をつくることのできる。こういうふうにこのSDGsの目標に沿った活動が農業を通じてできると思います。

私もこのことをこうやって考えてみますと、農業がいかに市民の暮らしを豊かにすることができるか。そしてそれが、若い人たちが今本当に危機感を感じている地球の温暖化を食い止めることになると思うと、やはり真剣になって考えていきたいし、また行政としても考えていただきたいと思います。

それで、このSDGsに向けて、自給率向上に向かっていく、そういうふうにしていくためには、やはり後継者対策がしっかりとされなければいけません。その農業を続けていくためには、所得補償がされなければいけないと思うんですが、この点については何か市として方針を持っておられるのか伺います。

#### ○黒崎経済環境部長

お答えいたします。先ほども後継者の確保をどう進めていくかというところの答弁の中に、農業所得の向上へ向けた施策といたしまして、「輝け！千葉の園芸」次世代産地整備支援事業、経営体育成支援事業などを市としては推進してまいります。また、八街産野菜のブランド化につきましても進めて、農業所得の向上に努めてまいりたいと考えています。

## ○京増委員

確かにブランド化も今までも頑張ってきましたし、これからも必要だし、また八街市のブランドがあるということは、本当に何だか楽しい気持ちになるというか、これが八街なんだというふうに思える、そういうものを持つことは、すごく大切だと思います。それは農業に携わる人たちが本当に頑張って、もちろん行政とともに頑張って、例えば落花生なども、そういうブランドをつくってきたわけなんですけれど、所得補償をするというときには、やはり国がしっかりと農業を基幹産業として育てていく、そういう方策がどうしても必要だと思います。

先進国で食料自給率100パーセントを達成している国はたくさんあるわけですね。ですから、その食料100パーセントを達成しているという国がどんなふうになっているかといいますと、所得補償をしっかりとしているわけです。家族農業を続けていける、そういう政策ができております。そして農業が景観を守っていたり、もちろん国民の食糧も保障していく。本当に大きな役割をしているということを国が認めて、所得補償をしているわけです。ですから、八街市の努力はもちろん必要なんですけれど、国に対してもしっかりと今の農業政策を変えて、家族農業が続けられるようにという、そういう要望もしていく必要があると思います。八街だけでするわけにはいきませんから、全国知事会とか県知事会とか、本当に地域がしっかりとまとまって要望していただきたいと思うんですけれど、いかがでしょうか。

## ○黒崎経済環境部長

お答えいたします。農家の所得の向上に向けましては、重要な課題と捉えておりますので、そのような機会がございましたら捉えまして、国・県の方、要望の方をさせていただきたいと考えます。

## ○京増委員

やはり先進国で所得補償をしっかりと国としてやっていくということは、やはり農家だけでは、この自然相手の農業で、所得をしっかりと確保するということが難しい。日本の場合は自己責任ということで、かなりなっておりますけれど、本当は所得補償がなければ、農業は発展しない、それが今の日本の37パーセントという、国民が生きていけないような、そういう食料自給率になっているわけですから、やはり国の責任も引き続きしっかりと役割を果たしていただくように、要求をしていただきたいと思います。

次に、②として地球温暖化防止です。地球温暖化は大災害を招いております。復興支援と被害に強い街づくりが必要です。農業を通じて、気候変動にどう取り組むのかお伺いします。

## ○黒崎経済環境部長

お答えいたします。農業分野では、有機農業やたい肥を使つての土作りなどが地球温暖化防止に効果があると言われております。市では、これまでも有機農業の取組への支援や、緑肥作物や畜産たい肥による土作りを支援してまいりました。今後におきましても、環境に優しい農業の取組を推進してまいります。また、農地には雨水を貯留したりする機能や浸透や保水する機能がございまして、適切な農地の維持にも努めてまいります。

## ○京増委員



農地を残したりしていく、そういうことがやはり災害を防いでいく。雨水を浸透させたりしていくわけですから、本当に農業について言えば、今までやり取りを質疑をしてきた中で、本当に農地を大事にしていくということは根本問題だと思います。やはり今コロナが蔓延してきたということも、むやみに開発してはいけないのに開発してきた、そういうことが原因だと言われておりますので、自然と人間生活のこの共生をいかに目指していくかということが、やはり地球温暖化防止の大きな役割でもあると思います。

それで、このような地球温暖化政策、また気候変動にどう取り組むのかについては、市民の皆さんにしっかりと市の取組を知ってもらわなければいけないと思うんですけど、やはり食料の自給率にしても、今地球がどんな状況にあるのかということなど、しっかりと取り組んで、お知らせしていくという点については、どのような取組をされようとしているのかお伺いします。

#### ○黒崎経済環境部長

お答えいたします。環境施策全般的な部分からお答えさせていただきます。地球温暖化防止につきましても、世界でも重要な課題と捉えております。地球温暖化の影響で近年、国内におきましても平均気温の上昇、集中豪雨や台風等による被害、農産物や生態系への影響等、気候変動による影響が起きております。このような状況の中、国におきましても、2015年に採択されましたパリ協定を踏まえ、地球温暖化や気候変動に対する計画を策定し、取組を進めております。

本市におきましても、現在のところ、八街市役所地球温暖化対策実行計画を策定し、基準年度の平成25年度に比べ、令和11年度までに、温室効果ガス排出量を40パーセント削減させる目標を立て、進めているところでございます。

また今後は、環境基本計画を策定し、本市の環境保全に関する長期的な目標、施策の方向などにつきましても定めていきたいと考えております。

#### ○京増委員

海水温は既に2度上がっていると。あと1度上がると本当に地球が危険な状況になるということで、急がなければならない。本当に行政だけではできないと、また今、八街市としても市民といかに共同して街づくりをするかということが進んでいるわけですから、市民の方々にこの状況をしっかりと説明する。また、市民の方たちにどう協力をしていただけるのかというところでは努力を続けていただきたいと思います。

そして、もう一点なんですけれども、SDGsは誰一人取り残されないんだと。後ろに残していかないんだということが基本にあります。そういう中で、この農業という仕事は、ちゃんとやれば、例えば精神障害がある方、また今までは家に籠っておられた方々、高齢者の方も、例えば草取りをすとかというのは、もう今まで長年続けられてきた。そういう本当に様々な方が携わることができる仕事だと思います。本当に市民の一人ひとりを活かしていくことができる、そういう仕事ですから、ぜひどなたも社会参画できるという、そういう方向で農業施策に取り組んでいただきたいと思うんですが、この点についての方針というか、そういうこと、こういうことをお聞かせください。

## ○黒崎経済環境部長

お答えいたします。市の農業施策を進めていく中で、その在り方については、今後、研究が必要なものだと考えておりますので、現在行っておりますアンケート調査を各土地所有者の方、農業をやられている方から行っておりますので、そういう今後の計画の中で、どういう施策が必要なのかを、そういうことも含めまして、十分検討をさせていただきたいと考えています。

## ○京増委員

農業を通じて、十分な食料を得ることができる。そして一人ひとりが活かされていく。そういう産業にしていくことが必要だし、またそれが地球環境を守っていく、八街の住み続けることができる街を維持していく、そういうことにつながっていきますので、ぜひ市民の皆さんとも協力して、しっかりと施策を進めていただきたいと思います。

以上です。

## ○石井委員長

以上で、京増藤江委員の質疑を終了します。

通告による総括質疑は、全て終了しました。

これで総括質疑を終了します。

会議中ではございますが、15分ほど休憩いたします。再開後は、討論、採決を行います。よろしく願いいたします。

(休憩午後1時58分)

(再開午後2時11分)

## ○石井委員長

それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、討論を行います。

まず初めに、議案第8号、令和2年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はございますか。

まず初めに、反対討論の発言を許します。

## ○丸山委員

議案第8号、令和2年度一般会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

令和2年度は、341億円という本市ではかつてない予算規模の下、歳出309億7千921万8千円のうち、一昨年台風15号による農業、住宅被害への支援事業10億7千226万円、コロナ対策72億3千300万円の26.8パーセントが投入され、二重災害の対応に追われた年となりました。市長をはじめ、職員の皆さんの一丸となった取組に敬意を表すものであります。

同時に、我が党が長年にわたり、地域の皆さんと一緒に要望してきた児童館建設、また18才までの医療費無料化の実施、南中学校屋内運動場改修事業や就学援助費補助単価の見直し、老人福祉センターの改修、消防団員火災出動手当の見直しなどの取組を高く評価し、賛成す

るものであります。

一方で、市民の立場から、指摘をせざるを得ない点もあります。

まず、市民の暮らしに直結する市財政を大きくゆがめる国の施策の問題です。

1点目に、交付金についてです。交付金が一番多い地方交付税についてですが、地方交付税の代替措置である臨時対策債は、令和2年度末の市債181億1千100万円のうち、105億円で、全体の58パーセントを占めています。臨債の蓄積により財源保障の機能を失っています。地方の財源不足を国と地方で折半するルールの継続は、国の責任を投げ捨てていると言わざるを得ません。地方交付税の法定率を抜本的に引上げ、地方債への依存を早急に改善するよう、国に是正を強く求めることが必要です。

また、地方消費税交付金は、前年度比2億7千万円増の14億3千800万円となりました。国は消費税増税分を全て社会保障に回すとしていますが、市の社会保障施策事業89億円のうち、地方消費税交付金の社会保障財源化分は1.8パーセント増となったものの、国庫補助金は2.2パーセント減となり、財源の置き換えでしかありません。不足分は市債等で賄っています。

社会保障施策事業を市債で賄うやり方では、市財政は逼迫するばかりです。今後、一層増大する社会保障施策事業に対する国の責任と財源保障をしっかり求めること。あわせて、地方消費税交付金の原資は低所得者ほど負担の重い消費税であり、コロナ禍で深刻な景気悪化に陥りつつあり、市民の暮らし、営業を圧迫しています。市民の暮らし、健全な市政運営の上からも、消費税を減税することこそ、経済を元に戻す早道であり、国に減税を求めるべきです。

2点目に、マイナンバーカードについてです。交付の関連事務費は、前年度比216.8パーセント増の3千700万円となり、国は国民にマイナンバーカードは「免許証や健康保険証と一体化し、便利になる」と取得を促し、マイナポイント事業を導入してカード交付を加速させています。

今後、このマイナンバーカードと個人の預貯金口座をひも付けし、あわせて各自自治体が管理していた膨大な個人情報をデジタル庁が集約、一括管理をします。これでは、政府による国民監視だと弁護士など専門家から批判の声が上がっています。さらには、国民の同意もなく政府や一部企業が利活用することが可能となり、情報漏えいで個人情報が不正利用される危険性もあります。

あらゆる個人情報を、国が一元管理することの危険性ととも、情報流出を防ぐ保障は全くありません。こうした問題への不安に答えることなく、マイナンバーカードの利用拡大の押し付けは市民の理解は得られません。マイナンバー制度廃止を国に求めるべきです。

3点目には、市民の命の水の問題です。国が強引に進めて来た八ッ場ダム建設が完成し、今後、人口減少で水需要はさらに減り、水あまりが顕著になると予想される下での運用開始となりました。

また、難航している霞ヶ浦導水事業の見直しに対し、印旛郡市広域市町村圏事務組合は撤退することなく、取水量の減量を決めて計画に同意しました。市民からは水道料金への影響を



心配する声が上がっています。今ある県水の余剰水の活用とともに、暫定井の存続で、市民の命の水を低廉な価格で提供する取組を求めます。

次に、市政の問題です。2020年から始まった市の後期基本計画のもと、SDGsの一人も取り残さないという基本理念に立った市政運営がどうであったかということです。社会的に弱い立場の市民を置き去りにしている市政運営であってはなりません。

以下6点を指摘いたします。

まず、市民の安全・安心の街づくりについてです。この間、いつ起こるか分からない大規模な地震に対し、震度6弱の設定からの震度6強を想定した計画にするよう指摘してきましたが、国土強靱化地域計画の見直しが行われ、震度6強を表記しました。しかし、被害の推計は、旧表記の6弱で、家の全壊230棟、重傷者30人、死亡者は0。新たな6強の揺れに対し、全壊は197棟、重傷者・死亡者は同数となっており、6弱と6強の被害差がなく、家の全壊では6強の方が少なくなっています。被害の少ない方向でよしとする在り方では、市民の命や安全を守ることができません。防災行政に緩みを生じさせる計画であってはならず、最大の災害に備える取組が早急に求められます。

また、市民の安全を守る点で、カーブミラーの早期改善が必要です。現在、設置されている多くは、気象条件が悪いときにはその役割を果たしていないのが実態です。道路整備が進まない中で、高規格のカーブミラー設置で、より安全性を確保することを求めます。

市政の問題で2点目には、高齢者施策についてです。高齢者のサービスに関わる在宅老人援護対策費は、前年度比30.9パーセント、約1千万円の削減となりました。その主なものは、高齢者外出支援助成制度・針きゅうマッサージなどです。これらの事業は高齢者が必要とする施策であり、縮小すべきではありません。

高齢者外出支援制度の事業成果では、高齢者の孤立防止、健康維持、外出支援が図られたとしていますが、助成券一人48枚から30枚に減らしたことで、「外出を諦めた」という高齢者、南部・北部地域に住む方や年金暮らしの方々から、「ますます利用できなくなった。見捨てられたようだ」という不安の声が上がっています。市内、どこに住んでいても安心して暮らせることを保障するのが自治体の仕事です。市民の切実な願いである誰もが安い料金で、玄関先から利用できる乗り合いタクシーの一日も早い実現を求めるものであります。

3点目には、八街市の経済の屋台骨となる農業・商工業についてです。農業・商工予算は全体の4.8パーセント。一昨年の台風による甚大な被害に対し、パイプハウス等の復旧支援が行われましたが、その一方では、廃ビニールの処理搬入費はキロ当たり12.3キロから34.8キロに上げられ、2.8倍もの農家負担に、農家の方からは、復旧支援を受けるには保険加入が前提で、しかも廃ビニールの処理は3倍近い負担では、と悲鳴が上がっています。復興へのさなかに、こうした負担増はすべきではありません。農業後継者対策では、18.3パーセントの減となっています。後継者育成という点からも、廃ビニールの処理に対する市独自の支援策を充実させることが必要です。

また、コロナ禍で地域経済が低迷している中、地域経済対策へ支援はあらゆる視点から対応していくことが求められます。中でも住宅リフォーム助成制度は、地域経済活性化への大き

な役割を果たしています。ところが予算500万円に対し、決算額252万3千200円、補助対象件数は31件で、執行率は約50パーセントにとどまっています。この間、地域経済波及効果は14.5倍と市長自身が認めている事業であり、50パーセントの執行率であれば経済波及効果は半減です。一昨年の台風、またコロナ感染の影響は、市内業者の経営を圧迫しており、このようなきだからこそ、この事業の100パーセント執行を求めます。

4点目に、本市が最も遅れている住宅政策です。高齢者が多く居住する交進、朝陽、笹引住宅では、耐用年数をはるかに超え、公営住宅法でいう「健康で文化的な生活を営むに足る住宅」には程遠く、老朽化し、劣悪な住環境の住宅となっていることは、この間も指摘してきたところでございます。計画的に低廉・低層の高齢者向け住宅の建て替えで、安心して暮らせる環境整備を進めることは喫緊の課題です。

5点目に、次代を担う子どもたちの教育についてです。まず、教育現場を預かる教職員の問題です。教員の休職に対し、代替の講師の未配置は、教職員の大きな負担増となっています。また、教職員の働き方が問題になっていますが、小学校53パーセント、中学校では57パーセントの教員が1か月45時間を超す残業をしています。厚生労働省が過労死ラインとしている残業時間80時間を超す教員は小学校10パーセント、中学校12パーセントとなっており、45時間を超えない取組が必要です。そのためには、県に対し、教員の増員を求めるとともに、市独自の教員の配置努力、また、支援員、カウンセラー、図書館司書の増員とともに、今まで以上に業務の一層の見直しで、働き方の改善に取り組むことは喫緊の課題です。

子どもの貧困対策の1つである就学援助制度の支給率は、小学校では前年度比1ポイント増の8パーセントに、中学校は前年度と同じ9パーセントであり、全国平均の15パーセントまでに一層の底上げの取組が必要となっています。

また、給食費の滞納状況は依然として多く、滞納総額は6千700万円となっています。何らかの理由で給食費を未納、滞納せざるを得ない児童・生徒の心理的負担の解消をしていくためにも、就学援助制度の拡充や支援対策を強化することが必要です。

6点目に、税徴収の在り方についてです。令和2年度も徴収事務について、滞納処分の強化など徴収率の向上を図るとして、学資保険12件も含む差押えを実施しました。少額の学資保険を苦しい家計の中から、将来の子どもたちのためにと積み立てているものを差押さえるやり方は、少子化の中で子育て支援に逆行するものであり、直ちに中止すべきです。

また、搜索を5回実施したが差押えの対象がなかったとのことですが、搜索に至る過程の対面指導の在り方が問われます。滞納者の半数強が所得200万円以下であり、せっぱ詰まった暮らしの中から必死に支払いをしている実態を無視し、滞納者の財産を搜索する強権的なやり方は改善すべきです。市税等の税金をアップさせるためには、国いなり差押さえなどの徴収対策の強化を進めるのではなく、住民の生活実態をよく聞き、親身に対応する相談、収納活動に転換することを求めます。

最後に、15億円の不用額についてです。前年度も15億円を越す不用額を出しています。予算の積算根拠に対して、これだけの不用額が2年連続して出るということに疑念が生じま

す。予算の承認を求めた議会に対する信義とともに、予算執行に係る相互牽制の観点からも、事業がある程度確定した後、速やかに減額補正をし、市民要望に応えた市政運営、財源の有効活用をすべきです。特に、新型コロナウイルス感染の拡大の下で、これだけの不用額があるにもかかわらず、PCR検査など迅速な市独自の対策が取られてこなかったことは大変残念なことです。市民の命と暮らしを守ることを第一の八街市にしていくことを求め、反対討論とします。

#### ○石井委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

#### ○木内委員

第8号議案について、令和2年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

決算の認定にあたって、各施策を見返してみますと、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると思われます。市民の生活面では、新型コロナウイルスとの共生を想定する新しい生活様式が提起され、ソーシャルディスタンスの確保が常識となっています。

働き方の面では、東京オリンピック・パラリンピック開催時の混雑回避のための手法の1つとされるテレワークが、感染拡大の観点から一気に普及し、在宅勤務や時差出勤が日常となり、ウェブ会議やオンライン飲み会なども一般化しております。

また、経済面では、緊急事態宣言が発出された4月、5月は、経済活動が大きく制限され、倒産や生産活動の制限は雇用に影響を与え、完全失業者数も増加しました。こうした新型コロナウイルス感染症の拡大による社会情勢の変化は、本市の財政運営にも大きな影響を及ぼしたと考えられます。

まず、本市の財政調整基金は、平成30年度末で約26億円あったものが、令和2年度末には16億5千万円まで減少し、この2年で9億5千万円もの取崩しを行っています。これは、令和元年に発生した台風15号をはじめとした自然災害、また新型コロナウイルス感染症対策が主な要因となっておりますが、中でも新型コロナウイルス感染症が本市に与えた影響は、しばらく続くものと思われ、歳入では、経済活動の停滞化により、税収の確保が懸念され、歳出ではポストコロナに対応した事業費の増大が予想されます。

こうした中において、新型コロナウイルス感染症対策に数多くの事業を実施しております。売上の減少や経費の増加に伴い、経営が逼迫している中小企業者等に対し、1事業者に10万円を支給した中小企業元気アップ支援事業は、多くの中小企業者等の事業の継続や感染症の拡大防止対策に寄与し、先行きが不透明な中で、経営が回復に向けた一助となっていると評価いたします。

子育て世代に目を向けますと、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、児童手当を受給している世帯への子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、市内の18歳以下の子どもがいる世帯への八街っ子元気アップ支援事業、児童扶養手当を受給している独り親家庭へのひとり親家庭等元気アップ支援事業など、子育て世帯の経済的負担を軽減させた施策は一定の評価があったものと思われま

また、子育て支援策として、中学生まで実施しております子ども医療費助成制度は、高校生等まで医療費を助成することで、子育て世代が安心して育てることのできる環境を整備し、支援の充実を図るといふ、とても有意義な施策だと感じております。

国の教育におけるICTを基盤として先端技術を活用し、次世代の人材を育てようとするGIGAスクール構想を推進している中で、本市は、いち早く、小・中学校の児童・生徒に一人1台のタブレット端末を配置させたことは、学習環境改善の大きなツールの支えとなっております。国や本市を支える人材育成を加速度的に進めることができるでしょう。コロナ禍において、一人も残さず、誰もが公平に学べるよう創意工夫を努めながら、学習環境を整備するようお願い申し上げます。

昨年も、令和元年に発生した台風15号などの大規模災害に対する復旧作業を行っている状況は続いており、今でも、その災害の大きさをまざまざと見せ付けられる思いです。昨年は、幸いにも本市はこのような大きな災害は見舞われませんでした。このコロナ禍において、その対応は平常時と異なることから、災害時に必要な発電機や防災用LED投光器の購入だけでなく、感染対策に必要なパーティションや防護服などの購入、また、新たに市内3か所に防災備蓄倉庫を設置するなど、これまで以上に非常時における防災対策を行っていただいております。

また、東京電力パワーグリッド株式会社成田支社、八街少年院など、昨年度も多くの団体や事業所と災害発生時の応急対策や活動協力に関する協定を締結しております。これにより、非常時にも広範囲かつスムーズな応急復旧活動ができるようになり、必要な支援を受けることは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための大きなものとなっております。引き続き、大規模災害時に迅速に対応するための危険管理体制の強化を図っていただきますよう要望いたします。

さて、完成を待ち望んでいました児童館の建設や老人福祉センターの改修が完成し、施設を利用する方にとって、快適な環境下で、それぞれの目的にあった利用ができるようになりました。今後においても、地域の拠点として、その役割が大きくなるものと期待しております。

次に、市内の道路事情についてですが、本年3月に八街バイパスが全線開通しました。これにより、交通渋滞の緩和及び交通の円滑化が期待されるだけでなく、交流人口の増加、また地域の活性化が図られると期待しておりますが、今後はこれに接道する市道の整備ももちろんのこと、歩行者目線に立った交通安全対策に、これまで以上の力を注いでいただきたい。

将来に向けた施策にして、令和2年度から八街市総合計画2015後期基本計画、あわせて第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートしました。これは、街づくりを総合的、計画的に進めるとともに、前期基本計画の進化、充実を図りながら、基本構想を実現するための計画であります。コロナ禍においては難しいところがあると思いますが、計画の実現に向けて、人口減少社会への対応を図りながら、着実な取組を望みます。

そのほかにも、公共施設、トイレ、洗面等自動水栓化、子育て世代包括支援センターにじいろの開設、農業経営の多角化や育成支援の推進、小学校、中学校体育館トイレなどの教育施



設の改修など、特定の分野に偏ることなく、多様な市民ニーズに応えた事業を実施しております。

しかしながら、不安材料がないわけではありません。人口減少はもとより、それに伴う財政の悪化、またコロナ禍の収束の見通しが不透明なことによる財政悪化が予想されます。これは、経常収支比率を見ても明らかであり、令和2年度は95.6パーセント、令和3年度は連続して90パーセントを超え、財政構造の確率化が進んでいる現状において、コロナ禍の影響だけではなく、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事事業など多額の支出を予定されており、また地方財政残高も一昨年と比較して減少しているものの、小学校、中学校空調設備等事業の償還など、公債費の増加が見込まれていることから、早急に対策を講じる必要があり、緊縮財政の中でも、多額の支出をしなければならないという相反する状況が発生しております。

今後も、コロナ禍への対応、限られた予算事業執行、また財政健全化の確保と様々な問題を抱え、先行きの見えない難しい局面に対し、ここは経験豊かな北村市長が手腕を発揮され、乗り越えてくれることを期待しております。

市長や職員の皆様だけでなく、私たちもお力添えができるよう全力で応援していくことを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

#### ○石井委員長

木内委員、賛成討論の中で、経常収支比率でよろしいですね。

#### ○木内委員

はい。

#### ○石井委員長

それがちょっと違う言葉でおっしゃっていたので。

ほかに、賛成討論はございませんか。

#### ○小高委員

私は、議案第8号、令和2年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場より討論いたします。

令和2年度八街市一般会計及び特別会計歳入歳出においては、予算現額482億7千16万3千円に対して、歳入決算額では462億5千261万5千527円で、収納率が95.82パーセントでした。その中で、一般会計財政調整基金に6億9千万円が編入されているわけですが、その中で、また一般会計は、決算で歳入総額320億8千900万円あまり、歳出においては、309億8千万円強でありました。

歳入歳出から引いた翌年度へ繰り越す財源として1億6千270万2千円を差し引いた実質収支は147.95パーセント増加し、1億4千867万5千870円となり、このうち6億9千万円を財調に編入しております。

歳入におきましては、調定額が343億185万6千561円。市税国交税支出金等に関わるものが大部分を占めております。その中で、歳出は、予算現額341億558万6千円に対して、支出済額は309億7千821万7千949円、執行率は90.8パーセントでした。



個々の支出を見てみますと、民生費、社会福祉費におきましては、老人福祉センター整備費、障害者自立支援給付費における障害介護給付金、後期高齢者医療事業費における後期高齢者医療定率市町村負担金の増加及び高齢者・障がい者等生活支援事業の皆増により、増加となりました。児童費についても児童館整備事業費の増加及びひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費等の新型コロナウイルス感染症関連の給付医療費の皆増により増加となっております。

今回の予算におきましては、先ほど木内委員からの賛成討論もありましたが、台風災害の傷跡の後も新型コロナウイルス感染症により、大変な行政運営がされたことが見込まれます。緊縮財政を引いておる八街市ですが、支出が多く、また職員と、また行財政運営が大変だったことがこれからも見受けられるところでございます。

衛生費については、子ども医療費助成費における子ども医療費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費及び新生児応援給付金事業費の皆増等により、1億634万8千648円の増加となっております。

清掃費については、クリーンセンター・処分場管理運営費における焼却処理施設管理業務及びごみ収集処理事業費における再処理業務の増加により増加しております。

農林水産業費におきましても、被災、災害により、被災された被災農家の復旧支援事業費が皆増となっており、それらを予算処理しております。

商工費におきましても、前年度と比較して1億5千417万5千372円の増加となっております。主なものは、中小企業元気アップ支援事業費の皆増によるものであります。

土木費についても、多々ありますが、都市計画費については、災害住宅修繕緊急支援事業費における被災住宅修繕緊急支援事業費が計上されております。住宅施設整備事業費における市営住宅維持修繕工事の増加により、2千889万6千472円の増加となっております。

消防費におきましても、消防機庫建設工事、避難所整備工事費及び備蓄倉庫整備工事及び避難所感染対策事業費の皆増となっております。

次に、教育費、小学校費及び中学校費については、小・中学校ICT環境整備事業費が皆増となっており、保健体育費については、調理場維持管理費における工事請負費の増加により、569万7千896円の増加となり、また翌年度繰越額でトイレの改修事業、また体育館の改修事業、また小・中学校ICT整備事業におけるGIGAスクールサポート事業が行われたり、評価できる点が多々ございます。

さらに詳細部分もありますけど、全体的に厳しい財政状況下の中で、しっかり精査されて運営されたものと認識しております。そこで私は、全体的にこの議案に対して賛成するものでございます。

以上です。

#### ○石井委員長

ほかに討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

次に、議案第9号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はございますか。

まず初めに、反対討論の発言を許します。

#### ○京増委員

それでは、議案第9号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての反対討論をいたします。

令和元年10月からの消費税10パーセントの増税や、新型コロナウイルス感染症の影響による減収、失業等により市民の暮らしが厳しい中、令和2年度の国保税収納率は前年度より0.8ポイント上回ったものの60.89パーセントで、県下最低クラスが続いています。市民の暮らしの厳しさが分かります。

生活が苦しく、国保税を払いたくても払えず、滞納した人に、病院窓口で医療費全額を支払わなくてはならない資格証明書や短期間のみ有効な短期保険証が交付されます。令和2年度に資格証明書を交付されたのは236世帯で、年々増加しております。短期保険証を交付された世帯は1千66世帯です。そのうちの225世帯の手元には、保険証が届かない保険証滞留世帯となっています。保険証の役割を果たさない資格証明書の交付や短期保険証を役所内に留め置きしたからといって国保税を納められるわけではありません。国保税を引下げ、国保制度が社会保障制度としての役割を果たせるよう、引き続き1兆円の公費負担の早期実施を求める必要があります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた方に対する施策2点が実施されました。その1つは、令和2年度の収入が前年度と比較して、3割以上減少する見込みがある場合、国保税の減免が実施されたことです。本市においては165件の適用があり、減免額は約2千660万円でした。

また、新型コロナ対策として、新型コロナウイルスに感染した従業員に対し、傷病手当金を創設したことは非常に画期的で評価できるものです。2件の適用があり、43万7千720円が支給されました。

しかし、事業主に適用されないことは非常に残念です。事業主が感染すれば事業の存続に関わる場合があることから、事業主を対象に加えるよう求めます。またコロナ対策としてだけでなく、国民健康保険制度の中の制度として創設するよう求め、議案第9号に反対いたします。

以上です。

#### ○石井委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

#### ○栗林委員

議案第9号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論いたします。

本市の国民健康保険は、人口減少及び少子高齢化の進行により、被保険者は減少傾向にあります。中でも制度の支え手である現役世代の被保険者も減少しており、国保運営の根幹であ

る保険税も減少傾向にあります。

一方、加入者の高齢化により、医療費の上昇は続いているため、国保運営は財政的に厳しい状況に置かれています。こうした中、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保運営を担い、都道府県が財政運営の責任主体として、持続可能な財政運営の実現に向け、中心的な役割を担うこととなり、本市の国保財政は平成30年度から黒字化となり、令和2年度においても、一般会計から制度外の繰り入れをしない財政運営を実現しております。令和2年度における国民健康保険事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた運営状況が伺えます。

歳入では、保険税について、保険税収納額が前年度と比較し、1億4千113万2千円減少しております。その内容は、新型コロナウイルス感染症に関する収入の減少に伴う世帯への減免や、令和元年度に甚大な被害を受けた台風15号等による追加減免など、保険税減免額が約3千500万円と多かったこと。課税所得や被保険者の減少に伴う課税額の減少が1億1千800万円であったこと。収納率の低下に伴う影響額が約2千800万円であったことによるものですとの説明がありました。

また、現年度分の収納率は、0.55ポイント減の87.83パーセントであり、ここ数年、上昇していた収納率が残念ながら減少しております。これに対し、収納率向上に向け、軽減判定所得の引上げ、課税限度額引上げの1年先送り、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯への減免、台風15号等による被災者への追加減免など、生活支援と収納率向上に向けた取組を行いました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮し、収納活動を縮小せざるを得なかったこと。納税者の来庁など、外出の自粛を伺えたことなどが、収納率が低下した要因であると考えていますとの説明もありました。市が収納率向上に向けた取組に努めていることは、よく理解できました。

歳出では、特定健康診査等事業費の支出と、特定健診受診者が前年度より大幅に減少しております。その理由を伺ったところ、令和2年度予算編成時は、例年どおり、8月の集団健診実施を計画していましたが、健診実施に向けた施設の確保や委託業者との契約など、健診に向けた主要な準備をする令和2年4月、千葉県に緊急事態宣言が発令されており、感染症の終息が見通せない状況の中、延期をせざるを得なかったこと。結果的に再度発令された緊急事態宣言下の令和3年2月に健診当日の体調チェック、手指の消毒、集団の定義である密閉、密集、密接となることのないよう健診会場への入場制限などの感染対策をした上で健診をされました。新型コロナウイルスに感染した場合、基礎疾患がある方の方が重症化するリスクが高いと言われていることもあり、健診を希望する方への最良な健診環境を提供することができたことは、保険者としての責務を果たせたものと考えています。

また、このコロナ禍の中、従来の集団健診だけでは円滑な健診事業の推進は困難と考え、令和3年度から医師会の協力を得て、市内10医療機関、酒々井町の2医療機関、集団健診委託医療機関で8月から10月までの3か月間、個別で特定健診を行う環境を整えておりますとの説明がありました。収納率や健診率は前年度を下回っていますが、コロナ禍という例年

とは異なった環境の中で、保険者としての責務は果たしておりますし、令和3年度からは、新たに個別健診を開始するというところで、取組を評価したいと考えます。

国民健康保険は、被保険者である市民の皆様の健康を守るという重要な役割を担う制度であることから、今後も県と共同して、国民健康保険事業の運営にあたり保険事業の充実、医療費の適正化、保険料収納率の向上に取り組んでいただくことを要望いたしまして、賛成討論といたします。

#### ○石井委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

次に、議案10号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はございますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

#### ○京増委員

それでは、議案10号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者に際限のない負担を押し付ける制度であるとして、制度創設に対して反対運動が沸き起こったとき、政府は、国民の怒りを無視できず、低所得者に対し保険料の軽減特例措置等を設け、平成20年4月に創設しました。その後、2年ごとの制度の見直しのたびに保険料が引上げられ、令和2年には、保険料の特例軽減措置が縮小されました。

令和2年度の後期高齢者医療保険料は、1人当たり平均で5万9千143円になりました。低所得者の方々は、保険料の特例軽減措置縮小により、負担は4千100円増となりました。コロナ禍の中で、高齢者医療の負担増や消費税増で、何でも節約しなければ暮らせないと、高齢者からは不安の声が上がっています。

前年度0.97パーセント、保険料収納率は上回ったものの96.67パーセントと県下最低クラスに変わりはありません。この制度は、高齢者の増加や医療費の増大等によって、際限なく保険料が高くなる制度であり、高齢者の福祉向上にはつながりません。保険料軽減を求めるとともに、制度の廃止を求め反対討論とします。

以上です。

#### ○石井委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

#### ○山口委員

議案10号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方を対象として、これからも安心して医療を受けられるよう創設された医療保険制度であります。高齢化が進み、被保険者や医療費が増加する中、この間に、保険料の軽減措置が講じられるなど、着実に制度が定着し、成果を上げられているものと感じております。

令和2年度は、保険料軽減特例がさらに縮小され、その役割が終了し、令和3年度からは、適用されませんが、社会保障充実策として介護保険料軽減の充実や年金生活者支援給付金の支給が行われ、対策が講じられております。

八街市の後期高齢者医療保険における被保険者は、令和3年3月末で8千917人、前年度比で108人、1.23パーセントの増加で、八街市の総人口6万8千301人の13.06パーセントにあたり、市全体の人口が減少する中、増加を続けております。

広域連合へ納付した保険料等負担金も6億8千440万2千730円で、前年度比で8.81パーセント増加しております。

その一方で、滞納繰越分を含めた保険料収納率は96.67パーセントと、昨年より0.97ポイント増加しておりますが、県内ではワースト3位という状況であり、収納率向上は喫緊の課題でございます。

このような中でも、後期高齢者医療制度は、都道府県単位の広域連合が運営主体となるため、ますます増加が予想される高齢者の医療費に対し、広域化による財政基盤の強化が図られ、安定的な制度運営が継続されていくものと思っております。

今後も千葉県や広域連合と連携を図りながら、被保険者である高齢者の方々にご理解をいただき、持続可能な安心できる医療制度の構築に一層努力していただくよう要望いたしまして、賛成討論といたします。

#### ○石井委員長

ほかに討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

次に、議案第11号、令和2年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はございますか。

まず初めに、反対討論の発言を許します。

#### ○京増委員

それでは、議案第11号、令和2年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算に反対討論をいたします。

介護保険料は、収入が低い人の負担率が高いことが問題でしたが、令和元年度、令和2年度にかけて、国が後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置を縮小して、保険料を引上げる一方、低所得者の介護保険料は軽減されました。軽減されたといっても、差引きすると負担は1千200円程度引き下がるだけです。それでも、保険料の引下げ幅が大きい保険料段階1の方の保険料滞納割合は減少しました。しかし、僅かな軽減となったほかの段階の滞納割合



は増えました。保険料が下がれば、大幅に下がれば保険料を払える、こういうことが示されております。

保険料を滞納するとサービス利用料を一旦全額10割自己負担になるなど、厳しい罰則があることから、いかに滞納を防ぐかが重要です。介護保険料の滞納がある場合、国保税、または、後期高齢者医療保険料などはどうかなど、市民の生活困窮度を的確に把握すべきです。

また、特別養護老人ホームの待機者については53人です。必要な人が誰でもが入所できるように待機者をなくすよう求めます。介護保険制度については、制度見直しのたびに保険料引上げや制度改悪などがされてきました。制度に対する国の負担を増やし、国の責任で保険料の軽減、制度の充実を要望するよう求め、議案第11号に反対いたします。

以上です。

#### ○石井委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

#### ○小菅委員

私は、議案第11号、令和2年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

令和2年度末における本市の65歳以上の高齢者人口は2万1千226人と、全人口の31.1パーセントを占め、平成27年度末の25.9パーセントと比較して、5年間で5.2ポイント上昇しております。

また、65歳以上の要介護・要支援認定者は、2千814人と、65歳以上の13.3パーセントを占めるなど、高齢化社会が急速に進展する上、いわゆる団塊の世代が高齢化を迎えている状況であり、今後、ますます介護保険制度が老後を支える制度として、定着かつ拡充が求められているところであります。

令和2年度は、第7期八街市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の最終年ではありますが、この計画の中において、「健康と思いやりにあふれる街」を目指すという基本理念と、6つの基本目標を掲げています。

その1つとして介護保険サービスの充実では、本年3月に八街南中学校区において、市内4か所目となる小規模多機能型居宅介護施設を開所し、介護施設の充実が図られたところであります。

続いて、生涯にわたる健康づくりの推進においては、コロナ禍にあっても、介護を要する状態にならないよう、感染防止対策を取りながら、介護予防運動教室を開催したり、教室を開催できない時期には、介護予防のリーフレットを郵送するなど、努力をされた跡が伺えます。

また、高齢者が安心して暮らすことができる街づくりにおいては、市内2か所の地域包括支援センターを中心として、高齢者の相談支援、権利擁護、ケアマネジメント業務が行われたほか、配食サービス、おむつ給付、成年後見制度利用支援なども行われ、高齢者に対する継続的な支援が図られております。

介護給付費については、第7期最終年における給付費の見込みに大きな乖離は見られず、堅実な介護保険運営をされていると感じているところであり、介護保険財政の健全性、持続性

の確保に十分努力の跡が見られるところであります。

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えつつ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、本市の実情を踏まえた高齢者福祉の充実、介護保険財政の健全性、持続性の確保が図られることを要望いたしまして、令和2年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

**○石井委員長**

ほかに討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○石井委員長**

討論がなければ、これで討論を終了します。

次に、議案第12号、令和2年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○石井委員長**

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

次に、議案第13号、令和2年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○石井委員長**

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから採決を行います。

まず初めに、議案第8号、令和2年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

**○石井委員長**

起立多数です。議案第8号は認定されました。

次に、議案第9号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

**○石井委員長**

起立多数です。議案第9号は認定されました。

次に、議案第10号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

**○石井委員長**

起立多数です。議案第10号は認定されました。

次に、議案第11号、令和2年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

**○石井委員長**

起立多数です。議案第11号は認定されました。

次に、議案第12号、令和2年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

**○石井委員長**

起立全員です。この議案第12号は認定されました。

次に、議案第13号、令和2年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

この議案は原案可決及び認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

**○石井委員長**

起立全員です。この議案第13号は原案可決及び認定されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了いたしました。

委員の皆様、執行部の皆様におかれましては、スムーズな委員会運営にご協力を賜りまして誠にありがとうございました。

これで4日間にわたる決算審査特別委員会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(閉会午後3時17分)